

安全保障理事会決議 2258 (2015)

2015年12月22日、安全保障理事会第7595回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012)、2118 (2013)、2139 (2014)、2165 (2014)、2175 (2014)、2191 (2014)、2209 (2015)、2235 (2015) および 2254 (2015) 並びに 2011年8月3日 (S/PRST/2011/16)、2012年3月21日 (S/PRST/2012/6)、2012年4月5日 (S/PRST/2012/10)、2013年10月2日 (S/PRST/2013/15)、2015年4月24日 (S/PRST/2015/10) および 2015年8月17日 (S/PRST/2015/15) の安保理議長諸声明を想起し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全に対する、また国際連合憲章の目的および原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

シリア紛争の結果としての、数万人の子どもの犠牲者を含む、受けいれられないかつ段階的に拡大している暴力および 25 万人以上の人々の殺害に憤りを表明し、

シリアにおける荒廃している人道状況の継続した悪化によりまた医療援助を含む緊急人道援助が、シリアの 1,350 万人以上の、その 650 万人が国内避難民で、パレスチナ難民を含む、450 万人が辺鄙な地区で生活しておりそして 393,700 人の文民が包囲された地区で動けないようにされている、人々により今や要求されているという事実により深刻に苦しめられ、

安保理決議 2139 (2014)、2165 (2014)、および 2191 (2014) の効果的な履行の無いことを重大に懸念しそして学校、医療施設への攻撃および水供給への意図的な妨害、砲兵隊、樽爆弾および空からの攻撃を含む兵器の無差別使用、迫撃砲による無差別な砲撃、自動車爆弾、自爆攻撃およびトンネル爆弾並びに人口密集地区の包囲によるものを含む、戦いの方法としての文民の飢餓、および拷問の広範な使用、虐待、恣意的な処刑、裁判外の殺人、強制失踪、性的およびジェンダーに基づく暴力、並びに子どもに対して犯されたあらゆる深刻な違反や虐待に関するものを含む、文民および民用物に対する全ての攻撃を止めることによるものを含んで、国際人道法および国際人権法並びに安全保障理事会の全ての

関連する決定の下の全ての当事者の法的義務をこれに関連して想起し

シリアの地区が、イラクおよびレバントのイスラム国（ISIL、ダーシュとしても知られている）、およびアル・ヌスラ戦線（ANF）の支配の下にあることまた彼らの存在、暴力的な過激主義のイデオロギーおよび数十万の人々の避難という結果をもたらした一般住民に関する酷い人道的影響を含む、シリアと同地域における安定に関する行動の悪影響について安保理の深刻な懸念を表明し、

ISIL（ダーシュとしても知られている）、ANF およびアル・カーイダと関連があるその他の全ての個人、集団、企業そして団体、並びに国際連合安全保障理事会により認定されたような、またさらに国際シリア支援グループ（ISSG）により合意されそして国連安全保障理事会により是認される可能性のあるその他のテロリスト集団により与えられた脅威のあらゆる側面に対処する安保理の決意を再確認し、そして安全保障理事会諸決議、2170（2014）、2178（2014）、2199（2015）、2249（2015）および2253（2015）の完全履行を求め、また2014年7月28日（S/PRST/2014/14）、2014年11月19日（S/PRST/2014/23）、および2015年5月29日（S/PRST/2015/11）の安保理議長諸声明に留意し、

外国人テロ戦闘員およびその他のテロリスト並びにテロリスト集団のシリア内外への動きにもまた深刻な懸念を表明しそして外国人テロ戦闘員の、ISIL、ANF および ISIL またはアル・カーイダと関連のあるその他の全ての個人、集団、企業そして団体、並びに国際連合安全保障理事会により認定されたような、またさらに国際シリア支援グループ（ISSG）により合意されそして国連安全保障理事会により是認される可能性のあるその他のテロリスト集団への流れを防止しまた抑圧するために、国際法に適合した、措置を講じるという全ての国家への安保理の呼びかけをくり返し表明し、

シリアにおける住民を保護するシリア当局の主要な責任を再確認しそして、武力紛争の当事者は、文民を保護するためあらゆる実行可能な措置を講じなければならないことをくり返し表明し、また武力紛争の全ての当事者は、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員を含む、武力紛争における文民の保護に関連する国際法の下で彼らに適用可能な義務を完全に遵守するという安保理の要求をこれに関連して想起し、

シリアにおける個人の恣意的な拘禁および拷問、特に刑務所や拘禁施設における、並びに誘拐、拉致、人質拘束および強制失踪を強く非難し、そしてそれらの実行の直ぐの終了と女性と子ども、並びに

病人、負傷者および国際連合要員と人道要員並びにジャーナリストを含む年長の人から始まる全ての恣意的に拘禁された人々の解放を求め、

人道活動に参加している者が益々晒されているあらゆる形態の暴力および脅迫、並びに人道的輸送部隊に対する攻撃および破壊行為とその財産の略奪についての決議 2175（2014）における安保理の強い非難、そして医療要員と医療の任務に排他的に従事している人道支援要員を含む、人道支援要員、および国際連合並びにその関連要員およびその資産の安全、防護そして移動の自由を促進するという武力紛争に関与している全ての当事者についての安保理の主張を想起し、非常に努力を必要とする様な条件で活動しているシリア赤新月社のボランティア、およびその他の人道支援要員の献身と責務に安保理の称賛を表明し、そして全ての当事者に対し、国際連合および関連要員、国連専門機関の者、並びに人道救援活動に従事しているその他の全ての要員の安全および防護を確保するため全ての適切な措置を講じることを促し、

決議 2165（2014）の採択以来、あらゆる課題にもかかわらず、国際連合とその実施協力機関は、240 万人以上の人々への食糧援助、160 万人の人々への食糧以外の品目、410 万の治療のための医療供給品そして 130 万人以上の人々への水と衛生供給品の提供を含む、国境を越えて提供された人道援助を通して、シリアで必要としている何百万人もの人々に対し人命を救うための援助を提供し続けていることに留意し、

辺鄙なまた包囲された地区で人道援助に手が届いた人の数の減少に深く動揺させられ、そしてシリア・アラブ共和国における包囲された地区で動けないようにされている 393,700 人の恐ろしい状況に深刻な憂慮を表明し、そして 2015 年に、国際連合だけが、包囲された地区の人々の 3.5 パーセントに保健支援を、そして 1 か月当たりで 0.7 パーセントの人々に食糧援助を届けることができたことをこれに関連して想起し、

人道援助の効果的な提供に対する妨害のあらゆる事例に深刻な懸念を表明し、ISIL（ダーシュとしても知られている）、ANF およびアル・カーイダと関連があるその他の全ての個人、集団、企業そして団体が、辺鄙な地区のほぼ半分の人々また包囲された地区の半分以上の人々に対するものを含む、人道援助の効果的な提供を妨害しており、そして故意の妨害や障害を通して援助提供を妨げていることに責任があることに留意し、

シリア当局による輸送部隊の承認の減少を通じたものを含んで、紛争線を越えた人道援助の提供に対する継続しているまた増加している妨害に更に深刻な懸念を表明し、そして10月31日現在、国際連合により2015年に行われた91の機関間要請のうち27だけが、シリア当局により原則として承認されてきており、そして2013年と2015年の間に、原則として承認された機関間輸送部隊の割合が、65パーセントから29パーセントへ減少していることをこれに関連して留意し、

治療に対するアクセスが、厳しく制限され続けていることに深刻な懸念を表明し、そして、医療の中立性の原則を尊重し、医療要員、装備、輸送および外科用品目を含む供給品に対するあらゆる地区への自由な通過を促進する必要性をくり返し表明し、

シリアにおいて必要としている全ての人々に渡すために人道援助の提供を拡大するその取組において国際連合およびその実施協力機関を支援する必要性を再確認し、そして、シリアの全ての紛争当事者は、人道援助の提供に対するあらゆる妨害を直ぐに取り除くことによるものを含んで、国際連合必要性の評価に基づくまたあらゆる政治的偏見や目的のない、国際連合およびその実施協力機関による、シリア全土の人々に対する直接の人道援助の直ぐのまた妨害のない提供を可能にするものとするという決議2165（2014）におけるその決定を更に再確認し、

国連安保理決議2165に従った、国際連合およびその実施協力機関による人道援助の提供に関する国連事務総長からのより詳細な情報を受け取ることに安保理の興味を表明し、

決議2165（2014）および決議2191（2014）に従った、船積みを監督することとその人道的性質を確認することにおける国際連合監視制度の活動に対し安保理の謝意を表明し、そして国際連合およびその実施協力機関による人道援助の国境を越えた提供を促進することにおける同制度の取組を称賛し、また国際連合およびその実施協力機関に対し、可能な限り効果的に、決議2165（2014）の下の国境検問所を用いることにより、辺鄙なまた包囲された地区への人道的提供の規模を拡大するための措置を講じることを奨励し、

国際人道法の関連規定および国際連合緊急人道支援指導原則を尊重する全ての当事者の必要性を想起し、そして人道援助の提供における、人道、中立、公平および独立の諸原則を護持する重要性を強

調し、そして人道援助提供が意図した受益者に届くその重要性をまた想起し、

人道原則と国際人道法に適合する停戦合意が、文民の生命を守るために人道援助の提供を促進することにおいて果たすことができる役割に留意し、そして人道状況に役立ってきたシリアにおける停戦合意に関する最近の進展を、これに関連して歓迎し、

現行の暴力の結果としてシリアを逃げた、320万人以上の女性と子どもを含む、420万人以上の難民に深刻な懸念を表明し、そしてシリアにおける人道状況の継続した悪化が、難民の移動に更にまた原因となっておりまた地域の安定にリスクを与えていることを認識し、

決議 2139 (2014) の採択以降シリアを逃げてきたおおよそ 180 万人の難民を含む、シリア難民に便宜を図るため、地域の諸国、特にレバノン、ヨルダン、トルコおよびエジプトにより行われてきた著しく且つ称賛に値する取組に対し安保理の深い謝意をくり返し表明しそしてこの危機の結果としてこれらの諸国が被った莫大な経費と社会的課題に注意し、

シリアおよび地域の危機に対する国際的対応が、受け入れ政府と国際連合により評価された必要性を満たすことに届かないことが続いていることに懸念をもって留意し、それ故、責任分担原則に基づいて、全ての加盟国に対し、共同体の影響を軽くするため中期のまた長期の対応を採用すること、増加した、柔軟なそして予測可能な資金を提供すること並びに再定住取組を増加することによるものを含んで、国際連合および地域の諸国を支援することを、今一度促し、そして 2014 年 10 月 28 日のベルリン・コミュニケをこれに関連して留意し、また、2016 年 2 月初めに、連合王国、ドイツ、ノルウェー、クウェートおよび国際連合により寛大に主催されることになっている、ロンドンでのシリア・ドナー会議の発表を歓迎し、

シリアにおける刑事責任の免除が、広範な人権の違反や侵害そして国際人道法の違反の原因となっていることに深刻な懸念をもって留意し、それらの違反や侵害に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性を強調し、そしてシリアにおいてそのような違反や侵害を犯したかまたはその他で責任を有する者は、訴追されなければならないことをこれに関連して再び強調し、

人道状況は、危機に対する政治的解決がないのでさらにまた悪化し続けることを強調し、

シリアにおける悪化している人道状況は、同地域における安全と平和に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

加盟国は、国際連合憲章第 25 条の下で安保理の決定を受諾し且つ実行する義務を負わせられていることを強調し、

1. 全ての当事者、とりわけシリア当局は、適用可能な場合、国際人道法および国際人権法を含む、国際法の下での、自らの義務を直ちに遵守することを要求し、そして安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014)、および 2191 (2014) の全ての規定の完全且つ直ぐの実施を更に要求し、また 2013 年 10 月 2 日 (S/PRST/2013/15)、2015 年 4 月 24 日 (S/PRST/2015/10) および 2015 年 8 月 17 日 (S/PRST/2015/15) の安保理議長諸声明に留意しそしてシリアにおいて犯された違反および侵害の幾つかは、戦争犯罪および人道に対する罪に相当する可能性があることを想起する。

2. 安全保障理事会決議 2165 (2014) の第 2 および 3 項の決定を、さらに 12 か月の期間の間、つまり、2017 年 1 月 10 日まで、更新することを決定する。

3. シリア当局に対し、国際連合およびその実施協力機関により提出された全ての国境を越える提供の要請に対して迅速に対応することまたそのような要請に積極的な配慮を与えることを要請する。

4. 状況は、シリア紛争に対する政治的解決がないのでさらに悪化し続けることをくり返し表明しそして安保理決議 2118 (2013) の添付文書 II として是認された 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケ、2015 年 10 月 30 日のウィーンにおけるシリアに関する多国間交渉の成果に関する共同声明および 2015 年 11 月 14 日の国際シリア支援グループ (ISSG) の声明を完全に実施する必要性を強調する。

5. 事務総長に対し、本決議の実施に関して、また諸決議 2139 (2014)、2165 (2014) および 2191 (2014) に関するその報告の枠組の範囲内で、シリアにおける全ての関連する当事者による遵守に関して、安保理に報告することを要請し、そして事務総長に対し、人道的アクセスにおける全体的な傾向を彼の報告書に含めることを更に要請する。

6. 本決議または諸決議 2139 (2014)、2165 (2014) および 72191 (2014) の不遵守の場合には、国際連合憲章の下での更なる措置を講じるつもりであることを再確認する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。